

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-159	業務のデジタル化に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年9月5日（金）（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
  - (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年8月20日（水）9:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。  
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化学業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年 8月 21日（木） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について令和7年 9月 3日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。  
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し



仕様書			
件名	業務のデジタル化に関する 調査研究	作成年月日	令和7年 7月14日
		建設制度官	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省整備計画局建設制度官が行う実施する DX 事業の検討に伴うデジタル化に係る調査研究の役務（以下、「調査研究」という。）について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS X0001によるほか、次のとおりとする。

#### 1.2.1 AI (Artificial Intelligence)

人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムをいう。

#### 1.2.2 DX (Digital Transformation)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。

#### 1.2.3 業務のデジタル化

契約制度官等が所掌する業務の一部をデジタル化し能率的に業務処理することをいう。

#### 1.2.4 調査研究

情報資料を収集し処理するとともに、そこから得られる情報を自らの知識・経験を踏まえて分析し、新たな知識を得ることをいう。

#### 1.2.5 情報システム

社会一般における電子計算機を用いたシステムの他、省 OA システム、内局業務システム、防衛省の部内系システム等をいう。

#### 1.2.6 省 OA システム

共通サーバ、業務サーバ、省 OA システムネットワーク、端末等から構成された、防衛省の業務系システムとして業務に使用する情報システムをいう。

#### 1.2.7 建設制度官業務システム

共通サーバ、業務サーバ、内局業務システムネットワーク、端末等から構成された、契約制度官の業務系システムとして業務に使用する情報システムをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲におい

て、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除きこの仕様書を優先する。

- A) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- B) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- C) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）
- D) I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号。令和 3 年 1 月 21 日）
- E) I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応への対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 808 号。令和 3 年 1 月 21 日）
- F) A I 事業者ガイドライン 第 1.0 版（総務省 経産省令和 6 年 4 月 19 日）
- G) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）
- H) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第 1 6 0 号。平成 1 9 年 9 月 2 0 日）
- I) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9 2 4 8 号。平成 1 9 年 9 月 2 0 日）
- J) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）（防整サ第 2 6 4 3 8 号。令和 6 年 1 1 月 2 0 日）
- K) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第 1 4 5 5 0 号。令和 5 年 7 月 3 日）

## **2 役務に関する要求**

### **2.1 一般事項**

#### **(1) 適用範囲**

業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

#### **(2) 著作権**

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

### **(3) 情報の保全**

契約相手方は、本件の実施にあたり、知り得たすべての情報及び業務の成果を本件実施中及び実施後において、官側の承諾を得ずに第三者に開示、貸与、供与してはならない。

### **(4) 業務関係書類の適正な管理について**

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、本仕様書、業務実施計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する関連書類の一切を含むものとする。

### **(5) 再委託**

- A) 契約相手方は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。
- B) 契約相手方は、コピー、文字入力、印刷、製本、資料整理等の簡易な作業を第三者に再委託する場合は、官側の承諾を得なくてもよいものとする。
- C) 契約相手方は、A) 項に規定する業務以外を第三者に委託する場合は、官側の承諾を得なければならない。

## **3 業務内容**

業務進行の手順は、以下により行うこと。

### **3.1 業務計画書の作成**

契約相手方は、契約後速やかに業務実施計画書を作成し、監督官に提出し承認を受けなければならない。

なお、作成にあたっては監督官とあらかじめ調整を行うほか、検討及び計算にコンピュータを使用する場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施予定表
- (3) 業務組織表（業務従事者名・資格・経験等）
- (4) 主要機器・ソフト
- (5) 作業方針
- (6) その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容及び部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

### **3.2 協議・打合せ**

本業務中は、監督官と密に連絡を取り、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

契約相手方は、業務の主要な区切りにおいて防衛本省内にて、必要な説明、協議、打合せを行い、その結果を記録し、相互に確認を行う。

また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合せは、原則として、打合せ内容に応じて必要な業務従事者がすべ

て立ち会うものとする。

業務の主要な区切りは以下のとおりとする。

- ・業務開始時（業務計画作成時）
- ・中間報告（30%、60%、90%）
- ・業務完了時（完成検査前）

この回数に限らず、業務を進めるうえで確認及び調整が必要な場合は官側と打合せを行うこと。

#### **4 業務詳細**

本業務は、防衛省整備計画局契約制度官及び施設整備課が実施するAI技術の活用および業務プロセスの情報システム化に関する調査研究の役務契約である。契約相手方は、官側が貸与する資料等を理解したうえで、以下の業務を行う。

##### **4.1 業務のデジタル化に関する調査研究**

契約制度官及び施設整備課において所掌する業務のAI技術の活用および業務プロセスの情報システム化に関する調査研究業務を委託し、先進的な情報技術を用いた業務の高度化・効率化に向けた全体構想を具体化するとともに、関連技術の調査、概念実証（PoC）等を通じて、今後のAI技術の活用および業務システム構築に係る計画立案・事業実施の基礎資料を得ることを目的とする。

一部の業務については、試行的にデジタル化を追求するため、必要により調査研究の一環として、所要の助言を行い、実装にかかる費用の見積作成及び全体のロードマップを作成する。

なお、本業務に係る調査研究の遂行に必要な外部クラウドサービス等を利用する場合に要する費用についても、契約金額に含めて積算すること。

### **(1) 公告資料作成の自動化の検討**

官側が作成する公告資料（入札公告、入札説明書）の作成業務について、当該業務の一部又は全部を自動化するための技術的手法、導入可能なツール、及びその実現可能性について調査・検討を行うものとする。

また、公告資料の作成における定型的な文書構成、記載パターン、入力項目等を整理し、自然言語処理技術やテンプレート生成機能等を活用した自動化の適用可能性についても検討すること。

### **(2) 文書の自動審査技術に係る実現可能性の検討**

官側が実施する文書審査業務（例：提出書類の形式確認、記載内容の整合性確認、記載漏れ・誤記の有無の確認等）について当該業務の一部又は全部を自動化するための技術的手法、導入可能なツール、及びその実現可能性について調査・検討を行うものとする。

特に、自然言語処理技術、文書構造解析等を活用し、文書の自動チェック、差分抽出、修正提案等が可能となる仕組みの導入可能性について検討すること。

### **(3) 関連基準及び法令等に係る情報検索業務の自動化に関する調査検討**

関連する基準、訓令、通達、法令等の情報を効率的に検索・参照するためのデータベース構築及び検索機能の自動化に関する技術的可能性、実現手法、期待効果等について調査検討すること。

### **(4) 質疑応答支援資料の自動生成に関する調査検討**

過去に官側が対応する質疑応答に資する補助資料（過去の質問傾向、想定される質問と回答例等）について、作成業務の自動化に関する調査・検討を行うものとする。特に、過去の文書や FAQ、議事録等を基に、自然言語処理技術を活用して関連情報を抽出・整理し、回答案の自動生成や分類支援が可能な仕組みの実現可能性について検討すること。

### **(5) 仕様書作成及び積算の自動化の検討**

官側が作成する調査工事（測量、土質、既設構造部等）、設計業務、工事に関する仕様書の作成の自動化、積算（内訳書作成、見積徴収）の自動化及び諸経費動向調査の解析等の自動化の可能性を検討すること。

### **(6) 現場書類の自動化の検討**

監督官が確認する書類、作成する書類のチェック機能の導入に関する調査検討。監督官が作成する書類の自動化の可能性を検討すること。（工事打合せ簿、既済、中間、完成検査関係書類、設計変更の伺いや通知書等、国有財産関係等）

### **(7) 概算・工程作成の自動化の検討**

概算工事費の算定、工程表の作成の自動化を検討すること。（過去のデータを整理したものを活用し、概算については刊行物等の実勢価格データ等を参考に物価変動を考慮した概算額を算出工程については過去の実績を考慮し、工期算定プログラムで出てくる工期を補正すること）

## 4.2 役務に必要な資格等

### (1) 契約相手方に求める資格

ISMS（認定基準 ISO/IEC27001）を保有していること。

### (2) 業務従事者に求める資格

CISSP®を保有していること。

## 5 成果物の提出

### (1) 成果物様式

業務報告書は、A4版縦、横書きとする。業務報告書には「4 業務詳細」の各項目の内容を含むこと。

業務報告書及び作成プログラム、プログラムで作成された資料は電子納品とする。

また、契約相手方は、本調査研究の成果物として提出する報告書等において、官側が迅速に全体像を把握できるよう、主要な調査結果及び提言等を簡潔にまとめたダイジェスト版（概要資料）を併せて作成・添付するものとする。

当該ダイジェスト版は、本文の要点を過不足なく反映しつつ、図表等を適宜用いて視認性・理解性に配慮した構成とすること。

なお、ダイジェスト版の体裁、分量、提出形式等については、官側と協議の上、作成するものとする。

### (2) 提出部数

A) 電子納品（DVD-R）又はデータ（※）：正副2部（DVD-Rの場合）以下を含むものとする。

- ・業務報告書
- ・作成プログラム
- ・プログラムで作成された資料

※データでの提出の場合は受渡し方法を官側と調整して決定する

### (3) 電子納品

A) 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。なお「手引書」については、防衛省HP（<http://www.mod.go.jp/>）の「調達情報」、「建設工事に関するお知らせ」、「建設工事の技術基準等」の「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）」の別紙第2を参照されたい。

B) 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（DVD-R）で提出する場合は正副2部提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、国土交通省の「電子納品運用ガイドライン【業務編】令和6年3月」を参考にするものとする。

- C) 電子納品の提出の際には、国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 6 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属は次による。

### a) 著作権

著作権は次による。

- 1) 契約相手方は、本役務の提出書類及び本役務において作成したデータ等に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- 2) 契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き本役務の提出書類等に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3) 上記1)及び2)にかかわらず本役務の提出書類等に契約相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- 4) 本役務の提出書類等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- 5) 上記3)及び4)において、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- 6) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

### b) 権利義務の帰属等

権利義務の帰属等は次による。

- 1) 本役務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方はその責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 契約相手方は、本役務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ官側の確認を受けなければならない。

## 7 その他の指示

### 7.1 国等による環境物品等の調達に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和

7年1月28日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。  
ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うこと。

## **7.2 履行期限**

本業務の履行期限は、令和8年3月13日（金）とする。

## **7.3 疑義**

業務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議すること。